



シルバー 110番・Q&A

退職金が支給されますが、税金はかかりますか？

老後の生活のこともあり、心配です。

A 勤務先を退職する際に受け取る退職金は、退職所得として税金がかかります。

Q 確定申告をしなければならぬのでしょうか。

A 退職の日までに、勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を提出すると、退職金から所得税と住民税が源泉（特別）徴収されますので、確定申告は不要となります。もし、この申告書を提出しない場合には、確定申告が必要となります。

Q 私の退職金は、1、800万円です。

A 退職所得の計算は次のとおりです。

退職所得の金額Ⅱ（退職金の収入金額－退職所得控除額）×1/2

退職所得控除額は勤続年数によって、次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円未満の時は80万円)
20年を超える場合	800万円＋ {70万円×(勤続年数－20年)}

※勤続年数は1年未満の端数を切り上げて計算します。

例）
あなたの退職所得の計算

勤続年数30年、退職金1、800万円ですので
1、800万円－（800万円＋70万円×10年）
×1/2＝1150万円

Q あとすこしで厚生年金を、もらうことに

なります。税金はかかりますか？また確定申告しなければいけませんか？

A 厚生年金は、国民年金、共済年金、適格退職年金等は「公的年金等」とされ、雑所得として税金がかかります。また、一定の金額を越えると源泉徴収されます。

(1) 確定申告

① 公的年金等の収入額が400万円以下で、他の所得の合計金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、住民税の申告が必要な場合があります。

② ①以外の場合や税金の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

(2) 公的年金等の雑所得の金額

公的年金等の雑所得の金額は、年齢と年金収入額に応じて、下記の表に従って計算します。

税理士 三浦文昭 みうら ぶんあき

年齢	A 年金収入金額	公的年金等の雑所得の金額
65歳未満	130万円未満	A-70万円
	130万円以上 410万円未満	A×0.75-37.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×0.85-78.5万円
	770万円以上	A×0.95-155.5万円

年齢	A 年金収入金額	公的年金等の雑所得の金額
65歳以上	330万円未満	A-120万円
	330万円以上 410万円未満	A×0.75-37.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×0.85-78.5万円
	770万円以上	A×0.95-155.5万円

※年齢の判定は、その年12月31日現在で行います。